

令和2年度第3回府中市障害者計画推進協議会 会議録

■日 時：令和2年8月19日（水）午前10時～12時

■場 所：府中市役所北庁舎3階 第1・2会議室

■出席者：（敬称略）

<委員>

曾根直樹、真鍋美一、高橋美佳、吉井康之、岡本直樹、野村忠良、栗山恵久子、古寺久仁子、村山孝、河井文、桑田利重、林比典子、荻野和仁、渡邊信子

<事務局>

障害者福祉課長、地域福祉推進課長、障害福祉課長補佐、障害者福祉課係長、障害者福祉課主査（2名）、地域福祉推進課長補佐、障害者福祉課事務職員（3名）、株式会社生活構造研究所研究員（1名）

■傍聴者：3名

■議事：

- 1 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画事業一覧(案)
【資料1・資料1(修正案)】
- 2 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(骨子案)
【資料2-1および2-2】
- 3 その他

■資 料：

【事前配付資料】

- 資料1 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画事業一覧(案)
- 資料2 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(骨子案)
- 参考資料1 令和2年度第2回府中市障害者計画推進協議会委員意見対応表

【当日配布資料】

席次表

- 資料1(修正案) 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画事業一覧(案)
- 資料2(修正案) 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(骨子案)

議事

■事務局

皆様、おはようございます。本日はご多用の折、朝からの会議のお時間に都合をつけていただき、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染予防のため、本協議会におきましても、引き続き出席者同士の間隔、室内の換気、室内消毒を施し、開催してまいります。委員の皆様にも置かれましても、事前の体調確認、入場時の手指消毒およびマスクの着用にご協力いただき、お礼申し上げます。

本日、18人中14人にご出席いただいております。本協議会の定足数を満たしておりますので、ただいまより、「令和2年度第3回府中市障害者計画推進協議会」を開会いたします。

(※資料の確認)

それでは本日の会議、ご欠席の委員についてご連絡いたします。本日、欠席の委員は、塚本委員、鈴木委員、藤原委員、三輪委員からご欠席の連絡を受けております。

本日の会議内容の概要につきましては、次第に記載の通り、「次期計画策定のための課題や方向」、「基本的な考え方について」を主な議事としておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは議事に入りますが、本日は傍聴希望の方がいらっしゃいますので、傍聴の入室の承認及びこの後の進行は会長にお願いしたいと存じます。それでは会長よろしく願いします。

■会長

まずは傍聴希望の方がいらっしゃいますので、会議の公開規則に従いまして、傍聴の許可をしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

傍聴の方に入室していただいでください。

(※傍聴者の入室)

■会長

傍聴の方、関心を持っていただいて、ありがとうございます。よろしく願いします。

早速ですが、会議を進めさせていただきます。本日の中心的な議題は2つです。前回、計画の骨子案と重点施策について議論していただき、皆さんの意見を取りまとめたものが「参考資料1 令和2年度第2回府中市障害者計画推進協議会委員意見対応表」です。それに基づいて修正された資料が出ていますが、これは「議題2 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(骨子案)」の方になります。重点施策と骨子案について

は前回議論いただいたので、議題2で修正点についてご確認いただくという流れになります。

「議題1 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画事業一覧(案)」は、初めてご覧ください資料となります。まずは本日初めてご検討いただき、「資料1 府中市障害者計画・障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画事業一覧(案)」について皆さんから活発な意見を頂けたらと思います。

段々と話が専門的になってきているので、公募委員の方たちが発言しづらい雰囲気があると前回から危惧しておりますが、ぜひ遠慮なくご発言いただけたらと思います。では早速事務局から「議題1 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画事業一覧(案)」の説明をお願いします。

1 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画事業一覧(案)

■事務局

それでは皆様、資料1及び本日お配りしました「資料1(修正案)府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画事業一覧(案)」をご覧ください。

前回協議会の資料5にて、委員の皆様にご議論いただきました次期計画の体系案に基づきまして、次期計画の事業一覧をお示ししております。前回協議会では、施策までご検討をいただいております。今回は事業名及びその内容をご確認いただきまして、ご意見をいただきたいと存じます。

現行計画と比較できるよう資料1の表の右側2つの列が、現行計画のどの事業にかかるかを表しております。また事前送付の資料ですと背景の色が水色のもの、本日お配りしているものに関しては灰色の網掛けになっていますが、こちらは、次期計画の新規の事業を表しております。

委員の皆様にご議論いただきます前に、資料1(修正案)は、事前にお送りしているものから、会長、副会長との打合せを受けて修正をいたしました。その点も合わせてご案内をさせていただきます。また、計画の事業一覧は、本協議会以外にも関わりのある他部署で修正がございましたので、合わせてご案内をさせていただきます。

本日、お配りしました資料1(修正案)ですが、修正があった所に関しては赤字で記載をさせていただきます。まず、1ページ目からご紹介させていただきます。1ページの基本目標1、方針(1)、施策①「障害理解・意識啓発の推進」の「障害者(児)福祉啓発事業(Wai Wai フェスティバル)(地域生活支援事業)」については、「感染症等の状況を考慮しながら」、「障害者軽スポーツ大会」につきましては、「感染症等の状況を踏まえたい」と赤字で記載がございます。新型コロナウイルスの感染の関係から、こういったイベントに関しては中止という状況になっております。今後も、このようなことが予測されますの

で、積極的に行いたいところですが、事業一覧の内容に一言入れさせていただきました。

続きまして、基本目標1、方針(2)、施策①「移動のバリアフリー化の推進」と、施策③「福祉のまちづくり条例の取組の推進」です。こちらは地域福祉推進課の現段階の訂正となり、状況によって変更がある可能性もございます。こちらは、他の事業と合わせて地域福祉推進課の事業と連動していますので、併せて調整させていただいたうえ、修正となります。

基本目標の1、方針(3)、施策②「地域の福祉人材の確保」の事業「多様な人材の育成・確保」、「ボランティアの育成」に関しても、地域福祉推進課の現段階の訂正ということで修正をしております。

1つ戻りまして、基本目標の1、方針(3)、施策①「地域での交流・活動の促進」の事業「障害のある人の地域参加・地域交流の促進」の内容「障害等のある人が地域に参加し、交流を図るための取り組みの促進を支援します」に関しましても、地域福祉推進課との連携というところで、今後、修正があると思います。現段階の記載としては、このように修正させていただいております。

続きまして、3ページでございます。基本目標2、方針(3)、施策②「就労支援事業の強化」です。最後の事業名ですが、「就労定着支援」とありまして、事前送付の資料で欠けていた所がございましたので、事業名の修正をしております。「就労定着支援(自立支援給付)」と追加させていただきました。

同じく、基本目標2、方針(3)の施策④「障害者活躍推進計画の策定と推進」になります。事業名が「障害者活躍推進計画の策定と推進」の内容につきまして、本市の職員課に確認を取りまして、現段階は、このような記載内容に修正させていただきました。

続きまして、4ページになります。基本目標4、方針(1)、施策②「相談機能の充実」という所です。こちらは、会長、副会長と事前に打合せした際に「意思決定の支援」を項目に入れておりませんでしたので、「相談機能の充実及び意思決定支援」と追記させていただいております。こちらも修正です。そちらに合わせまして事業名「相談支援専門員の育成・確保」で、意思決定の内容について追加させていただいております。「障害のある人のサービス利用や日常生活における意思決定に対し、適切な支援を行うため」と修正をしておりますので、よろしく申し上げます。

次は5ページをご覧ください。基本目標5、方針(1)、②「日中活動の場の充実」の最後の事業名をご覧ください。「地域活動支援センター事業」という所で、「創作的活動等」と修正させていただきました。事前送付資料では「生産活動」という記載していましたが、創作的活動等として、その中に「生産活動」の意味合いを含ませていただきました。

続きまして、6ページが修正について最後になります。基本目標5、方針(2)「安心して生活できる環境づくり」です。こちらに施策項目を一つ追加させていただいております。こちらは、会長、副会長の事前の打合せの際にご希望があったものになります。施策②「住まいを選択する機会の確保」になります。事業名としましては「相談支援専門員、サービス提供事業所への支援」で、内容が「障害のある人が希望する住まいを選択できるよう、相談

支援専門員、サービス提供事業所等に対し、住まいの希望を継続的に把握することの必要性について研修時に情報提供を行います。」です。新規事業を加えたことに伴い、施策の番号が一つずつずれましたので、そちらも併せて修正をさせていただきます。

最後になりますが、施策④「民間賃貸住宅への入居支援」に事業を追加させていただきました。新規事業「住宅セーフティーネット住まい相談事業」を追加しています。本市の8月11日号の広報に掲載していますが、「住宅セーフティーネット住まい相談」を開催しております。今回こちらの事業項目を追加させていただきました。事務局からの説明および修正点につきましては以上となります、よろしくお願いいたします。

■会長

ありがとうございました。前は施策体系の所までを検討いただきまして、今回は具体的な事業内容の資料ということになります。ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。委員、お願いします。

■委員

意見というより文章修正ですが、6ページの施策④の事業「民間賃貸住宅あつ旋事業」です。事業内容に「保証人にもなります」と書いてあるので、正確には「あつ旋・居住保証事業」という名称と思います。基本目標5、方針(2)「安心して生活できる環境づくり」、施策④「民間賃貸住宅への入居支援」の2番目の事業です。「民間賃貸住宅あつ旋・居住保証事業」に名称の修正をお願いします。

■会長

赤字で書いた下の段の所ですね。

■委員

そうですね。

■会長

それが正式な事業名ということですね。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

■委員

はい。

■会長

はい。委員。

■委員

3 ページの基本目標 3 「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」の方針（1）の重点項目である施策①「差別の解消へ向けた取り組みの強化」です。これの2つ目事業名の「民間事業者への周知」の所で、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害のある人への合理的配慮の提供の必要性を周知します」という記載になっておりますが、東京都の条例で、民間事業者にも合理的配慮の提供は義務化されております。

ここは例えば「提供について周知し建設的対話を促します」としてはいかがでしょうか。会長も内閣府障害者政策委員会に出席されているのでご存じだと思いますが、建設的対話を重ねることの重要性が、今回の障害者差別解消法の見直しの中で非常に強くうたわれたところです。合理的配慮は、過重な負担でない限りという前段を踏まえて、両者がどうやって折り合いをつけるかが非常に重要になりますので、もう少し書きぶりを工夫されたらいいのかなと思いました。以上です。

■会長

ありがとうございます。もう一回、修正案を教えてくださいいいですか。

■委員

「合理的配慮の提供について周知し、建設的対話を促します」ですね。

■会長

「合理的配慮の提供義務について」としなくていいでしょうか。東京都の条例は、もう義務ですので、義務と付けたほうがよいのかなと思いました。

■委員

そうですね。

■会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

■委員

続けて、よろしいでしょうか。

■会長

委員、お願いします。

■委員

4 ページの一番上の所の基本目標 4、方針(1)、施策①「基幹相談支援センターの運営」で「基幹相談支援センターを中核とし、総合相談、ネットワーク作り・人材育成、権利擁護・虐待防止、地域移行・定着の促進を行います。」と書かれています。確かにその通りの内容ですが、現状、基幹相談支援センターは非常勤職員 2 名の体制で運営されています。ここまて言い切って大丈夫ですかという質問です。基幹相談支援センターが関係部署と連携して進めていくことになると思いますが、ここまて言い切ってよろしいですかという質問です。

■会長

それは誰に対する質問ですか。事務局ですか。

■委員

事務局ですね。

■会長

そうですか。もし事務局のほうで回答があれば、お願いします。

■事務局

基幹相談支援センターの運営ということで今年度から 2 名採用して運営しているところでございます。障害者福祉課としましても基幹相談支援センターにつきましては、非常に重要になると考えておりまして、現状ではさらにもう 1 ランク上げた組織づくりを、目指しているところです。私たち障害者福祉課としての気持ちをここに少し明記させていただきたいと思っています。

市の組織に基幹相談支援センターの重要性を訴えているところでありますので、ここに事業内容として載せることに皆さんからご賛同、ご承認いただき、皆さまとワンチームとなって、つくっていきたいという意思表示をここに表したいと思っております。来年度に向けて、既に動きだしておりまして、現状のご報告としては、もう 1 ランク上の基幹相談支援センターの配置を内部でお願いをしているというところでございますので、ご報告したいと思えます。以上でございます。

■委員

分かりました。

■会長

よろしいですか。

■委員

はい。

■会長

さすが府中市、ワンチームで頑張っていきたいと。他にいかがでしょうか、委員。

■委員

前回協議会の最後の方でどなたか委員が出されたと思うのですが、人材の数が足りないということで、重点項目に人材育成に対する対応を努力していくという項目を加えたほうがいいのではないかというご意見が出されたと思います。それについての修正はどこかに書いてありますか。

■会長

多分、資料2の話になりますかね。ここで修正点についてご説明いただけるようでしたらお願いします。

■事務局

人材育成につきましては、また後ほど説明をさせていただきたいところではございますが、この資料1の1ページ基本目標1、方針(3)、施策②「地域の福祉人材の確保」が、まず1点でございます。こちらにつきましては、少し修正をさせていただいているところでございまして、先ほど説明のとおり、他の計画とも整合性を図りながら実施していきたいと考えております。

もう1つは3ページになりまして、また違った側面ですが、基本目標2「障害のある人の社会参加の推進」、方針(3)、施策④「障害者活躍推進計画の策定と推進」では、障害のある人の雇用という部分で、府中市役所のスタンスを掲げさせていただいております。障害者活躍推進計画というのは、府中市役所で策定をさせていただくものです。こちらにありますように障害のある人を継続して雇用していくのですが、やはりまだ雇用の在り方について議論がされているところでございます。

民間企業で言えば、雇用の仕方もいろいろと多様な状況になっている中で、本市におきましても、今後、障害のある人をどのように雇用し活躍をしていっていただけるのかを議論をして、障害者活躍推進計画に落とし込んでいくという話をいただいております。こちらにつきましては、来年度以降、紆余曲折あるかと思いますが、多様な職場の提供、そういったものを今後提供できたらなということで、新規事業としているところでございます。以上でございます。

■委員

重点項目の一つに昇格させることについては、どうなったのでしょうか。

■事務局

今回、全体的な構成の中で重点項目に組み込むことが難しいというところです。今回は施策の一つとしてご提案をさせていただいているところでございます。

■会長

まず委員、お願いします。

■委員

それについて、今、感想を述べていいですか。時間的に、大丈夫ですか。

■会長

はい。

■委員

何でも重点項目を明記するということはあると思うのですが、例えばごみ問題なんかでも、長年「リユース」、「リサイクル」と言われていますが、リサイクルという美しい言葉に見合う内実が、ほとんどないということは聞いています。

ここで重点項目の1つに人材教育、人材の確保を挙げるとして、挙げたほうがいいのかどうかという疑問でお聞きしていますが、挙げることでやっている雰囲気、そういうものを一般市民はすごく感じてしまうと思うのです。

ただ私たちが、1つ1つの現場の状況を知る立場にありませんが、新聞、テレビを通じて、人材確保、人材育成がうまくいっていないことを聞くようになってから10年、もっと経っていると思うのです。

それで、今、重点項目に掲げたからといって、それが新しいアイデアでどんどん推進されていく希望も、ちょっと持てないような感じだと思うのです。そういう状況下で重点項目に麗々しく掲げることでやった感が一般に流布するのは、あんまりいいことではないという気持ちもありますし、大事なことから重点項目に挙げておくべきだという気持ちもあります。具体的に言い尽くされてきたことの内実に対して何か市として、あるいは国として、新しいアイデアがあって、今は駄目だけど、数年後には少しはどうにかなるということがあるのであれば、麗々しく掲げてもいいと思います。

私は、掲げたほうがいいのかどうか判断はつかないですが、前回、どなたか委員がおっしゃったときにそれを強く感じたので、一応、申しあげました。

■会長

ありがとうございます。実効性のある取組が重要というご意見ということでしょうか。お題目だけでなく、しっかりとした内実が必要だというご意見でよろしいですか。

■委員

そうです。

■会長

ありがとうございます。委員。

■委員

すみません。

■会長

委員の意見に関連したことでしょうか。

■委員

関連です。

■会長

はい、どうぞ。

■委員

前回、人材育成の重要性について申しあげたのが私です。やっぱり重点項目には入らなかったのだなということは、今回の資料を頂いて分かりました。この事業一覧表の2ページの基本目標1、方針(5)の施策②「障害福祉サービス事業所への支援及び協働」の3つ目です。「サービス提供に携わる人材の確保に向けた協働による方策の検討」という所で、「障害福祉サービス提供に携わる人材の確保に向けて、障害福祉サービス事業所と市が協働して方策の検討を行います。」と新規で入っています。府中市も、障害福祉人材の確保に向けて積極的に関わる姿勢が必要ではないですかというニュアンスで、前回、申しあげたつもりですが、それがこの項目になったのかなという理解でした。

■会長

一応、新規の事業としては入っているということですね。副会長。

■副会長

私も委員と同じで、前回協議会の際に重点項目という話をしたのですが、それが、今、委員がおっしゃられたところにしっかり明記されていたので、市と事業所が協働して考えていきたいと思いますということなので、これはすごくよかったなと思いました。重点項目でなくてもいいのかなとは思いました。

それで、もう1つは、少し質問したかったのですが、先ほど説明いただいた障害者活躍推進計画の中で、障害種別を問わずという言葉が入ったのは、すごくいいことだなと思いました。今、府中市が障害を持った人を雇用するとき、身体障害者だけということが書かれています。だから、この文章を見て、今後、その身体障害者だけという文章が取れて全ての障害種別の人を対象にすると、市が考えてくれているのかどうかを聞きたいです。

■会長

前半の人材確保策については、委員と副会長も、新規施策として入っているので、これでしっかりと進めていこうということで、よろしいでしょうか。

新たな質問として、障害者活躍推進計画の障害種別に関わらずという文言の中身については、課は違うのかもしれませんが、もし事務局で何かご回答があれば、お願いいたします。

■事務局

こちらにつきましては職員課に確認しましたところ、副会長がおっしゃったとおり、障害種別については、今後、限定していかないと伺っているところでございます。以上でございます。

■委員

すみません。

■会長

今のことに関連したことですか。

■委員

関連したことです。

■会長

はい、どうぞ。委員。

■委員

私は、前回休んでいるから申し訳ないのですが、委員が言っていることは、要するに次期計画に、人材の確保を採りあげたわけですよね。採りあげたことを実行するのかどうかということで、実行しないのであれば、ただ採りあげても仕方がないのではないかということを行っていると思うのです。だから、それで満足してはいけなく、計画で掲げたということは、具体化することが大事だと思います。

■会長

ありがとうございます。まさに仰るとおりです。計画は実行するためのものですので、この内実をこれからつくっていくことが重要というご意見でよろしいでしょうか。

■委員

はい。

■会長

ありがとうございます。

■委員

ご意見というか、掲げた以上はやってください。

■会長

そうですね。でも、これは事業者と市が協働してということですので、お互いに頑張っていきましょうということです。他いかがでしょうか。委員、委員、どちらでも。

■委員

1 ページの最初の「障害者（児）福祉啓発事業（W a i W a i フェスティバル）（地域生活支援事業）」の内容で、「感染症等の状況を考慮しながら、障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害等」と書いてあるのですが、過去には障害者週間に実施できなかったこともあったかと思います。あまりにもここだけ具体的ですから「合わせるなど」とか、少しフアジーにした方がいいと思いました。これは同様に次のページの中段にも書いてあるので、同じように「障害者週間に合わせるなど」としたらどうかという意見が1つです。

あともう1点ありまして、1 ページの新規で入っています、方針（3）の施策①「障害のある人の地域参加・地域交流の促進」で、「障害等のある人が地域に参加」と書いていますが、地域に参加って何かなと思いました。例えば地域活動に参加とか、地域のイベントに参加とか、そうすると分かりやすいのですが、地域に参加だと少し分かりにくいというのが2つ目になります。以上です。

■会長

ありがとうございます。1番目のご意見の時期のことですが、これは、障害者週間に合わせてと、特定の方がよろしいのでしょうか。

■事務局

ありがとうございます。ご意見につきまして、この障害者週間というのは、障害者基本法の中でもうたわれている期間で、委員が仰ったようにこの事業を障害者週間に当てこんで実施するというのは、今般の感染症とか、いろんな状況があり、縛られる感は確かにございます。ご意見いただいたように、合わせるなどという表現を活用させていただきたいと思えます。

ご質問いただいたところですが、やはり今後啓発事業につきましては、この障害者週間の啓発についても、今後、いろんな在り方をさまざまな関係者の方からご意見を頂戴しながら、在り方そのものも考えていきたいと考えております。そのときには、またお力添えいただければと思います。以上でございます。

■会長

ありがとうございます。2つ目の地域に参加しては、確かに日本語的に変な感じがしますが、もう少し馴染む表現にしてはどうでしょうか。

■事務局

こちらも参考にさせていただいて、適正な表現に変えさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

■会長

委員が先で、その次に委員、お願いします。

■委員

2つありまして、1つは、今、お話しいただいた1ページ目の基本目標1、方針(1)「市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発」の部分です。開催の在り方も検討されるということでしたが、どうしてもこういう意識啓発はイベント頼みみたいなところがあります。こういう開催が難しい時期だと中止になってそのままになってしまいがちなので、在り方も検討されるということであれば、その旨をもう一言、記入していただけるといいかなと思いましたのが1点です。続けて申しあげていいですか。

■会長

例えば具体的な修文案が何かあれば、教えていただけると、ありがたいです。

■委員

例えば「障害者軽スポーツ大会」だと「感染症等の状況を踏まえたうえで開催します、開催が難しい場合は、別の形態での開催を検討します。」としてはどうでしょうか。

■会長

実施形態も含めて検討していきます、という感じでしょうか。

■委員

そうですね。

■会長

分かりました。ありがとうございます。

■委員

オンライン開催とか、別の開催の方法があると思いました。

■会長

そうですね。次の質問をお願いします。

■委員

もう1点が、7ページ目の基本目標6「障害のある児童への支援の充実」、方針(1)「ともに学ぶ機会(インクルーシブ教育)の充実」の部分です。半分、質問ですが、施策①の事業に「障害等の理解」とありまして、施策③に同じく「障害等の理解【再掲】」があります。この再掲の部分は、ボランティア活動の所の再掲かと思うのですが、内容的にはほぼ一緒なのです。なので、こここのところを分けられた意図を教えてくださいたいです。

もう半分の意見は、ここは障害者福祉課で書かれるのは難しいと思いますが、インクルーシブ教育を進めるために、もう一步、踏み込んだところがないのか、あるとうれしいなというお願いというか、意見です。

■会長

例えばもう一步踏み込むというのは、具体的にどういうことがあるのでしょうか。

■委員

例えば、施策①「障害等への理解・啓発の促進」の1個目の事業「障害等への理解啓発活動」については、教職員の先生方の意識啓発は当たり前の話だと思うのです。なので、具体的にインクルーシブ教育を進めるためにどうしたらいいかの少なくとも検討をします

とか、そんな言葉があるとうれしいです。

■会長

まず1点目は、要するにイベント開催について、オンラインとか、そういったことも検討するということができるかどうかですよね。

■委員

そうです。

■会長

それについて、イベント、交流の場の関係で集会的、対面的なイベントだけではなくて、もし感染症が続いている状況であればオンラインとか、非対面型のイベントに、見直すみたいなこともできますかというご質問について、事務局で回答できることはありますか。

■事務局

まず、1点目のさまざまなイベント等ですが、こちらにつきましては、市役所全体で、今、非常に大きな課題となっております。このコロナ禍に対してイベントの在り方が、これは障害者福祉課に限ってではないですが、今後、来年度以降、どのように開催するのがいいのか、規模感もそうですし、オンラインでやることで代替ができたり、またいろんなイベント、記念式典の人数を減らしたりして実施ということもあります。そういった形で実施したことで、イベントの内容が達成されるのか、参加者がある程度いないと達成されないのかは、よく考えていかなければいけない状況とされているところでございます。

一方、イベントに関しては、今まで参加してきた方や関係者の方の思いとか、そういったものもあります。そこのところをある程度、理解しながら、安全を確保しながら、意味をつなげていくことが必要かなと、現状では思っております。

ただ、正直申しあげまして、現状、来年度、どういように改善するのかというところが、まだ見えない状況でございます。できれば人をいっぱい呼びして盛大にやりたいという感覚がどこか残っていますが、コロナ禍での開催だと、なかなか将来が語れなく、開催できない可能性も十分あります。そこは検討して、できるだけイベントの効果的な実施を考えていきたいと思っております。

現状、具体的なことがお答えできないですが、オンラインとか、そういったものも当然、視野に入れながら、イベント等については検討してまいりたいと思っております。ただし、イベントには予算が伴うものがあります。予算を組み立てる時期と方向性を出す時期がなかなかマッチングしなく、取りあえず、通常予算を組み込みながら、同時並行的に方策を考えていくということが、今後も可能性としてあると思っておりますので、そこは、ご理解いただきたいというところでございます。

もう1つの7ページの基本目標6の方針(1)「ともに学ぶ機会(インクルーシブ教育)の充実」でいただいたご意見については、まず再掲しているものについては、事務局で改めて見直しをさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、現計画をそのまま引き継いでいるところがありますので、整理できるものは整理をしていきたいと思います。

あと、インクルーシブ教育については、教育の部分であります。どうしても教育委員会で決めていく部分もございます。インクルーシブ教育については、教育委員会で、方策とか、推進の仕方をしっかりと定めていると考えております。そのところを障害者福祉課も尊重して、そこを引用してきてここに掲載するとか、考える余地があるのかなと思っています。以上でございます。

■会長

ありがとうございました。確かに、普及啓発のイベントを実施するかしないかだと、全くやらないということもあります。課長も今後、検討が必要だとお話しされましたので、それが伝わるような具合にさせていただけるとありがたいと思います。続いて、委員でしたね。お願いします。

■委員

1ページ目の方針(3)「地域における見守り・支え合いの推進」の施策①です。先ほど委員のご意見もありましたが、この文章の書き方だと、障害等のある人が地域に参加していないという感じになります。

私がいつも感じているのは、一般の世界から外されている感がすごくあるのです。なので、こういうことを考えるときは、主語を障害のある人と考えていただきたいと、すごく思います。私の案としては、「障害等のある人が地域の一員として、活動等に参加し」というような書き方をいただければ、私も納得できます。

一般の人は障害のある人を拒絶しているのだなという寂しい思いで来ておりますので、そういう感じで書いていただけるとうれしいです。以上です。

■会長

ありがとうございます。具体的な修正案をありがとうございました。皆がみんな、そういうお気持ちではないかもしれないですが、そういう気持ちを感じる場面があるということなのでよね。

■委員

障害者の母として、ほぼ毎日感じています。

■会長

ぜひ、この計画を通じて改善できるように、一緒に取り組めたらと思います。委員、どうぞ。

■委員

1 ページ目の一番下の方針（3）「地域における見守り・支え合いの推進」の④「団体・機関のネットワーク化」で「団体・機関のネットワークの構築」として、「自立支援協議会を運営し、障害のある人や家族、支援団体、社会福祉法人などと行政が共に福祉施策の在り方などについて考え、相互に支援・交流を図ることができるようネットワークを構築します。」とありますが、これは新規事業ではないということは、これまでも進められてきた事業ということですね。前回協議会のときに、地域包括ケアシステムを構築していきましようというお話があったと思うのですが、そういうものにつながっていくようネットワークのことを意味しているのでしょうか。現在、こういうネットワークを構築しているのであれば、今後について、どのような構想、どのような形でしていくと市では思っているのかを教えてくださいたいです。

もう1点、方針（3）の施策①「地域での交流・活動の促進」で、今、おっしゃっていた「障害等のある人が、地域の一員として、地域に参加し、交流を図るための取り組みの促進を支援します。」は、これは誰かが取り組んだ何かを支援しますということで、誰かにやっってくださいということですか。障害者福祉課で、何か事業を始めますということではないということでしょうか、とても人任せみたいな感じがします。

委員が仰った地域に外されているということですが、質問ではないのですが、なかなか私たちは、そういうつもりではなくて、地域でどこに障害のある方がいらっしゃるのかも、よく把握できない状態にあります。そういうことが、原因として大きいかなと思っています。なので、障害のある方たちもどんどん地域の中に出てきていただく、自分たちで出てきていただくことをしていただければ、もう少し地域とつながっていくのかなという気もしています。よろしくお願いします。以上です。

■会長

ありがとうございました。最初のご質問については、障害者等地域自立支援協議会の会長である委員から少し解説いただいて、よろしいですか。

■委員

地域自立支援協議会の会長をしております。府中市障害者等地域自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づいて設置されています。府中市では、第7期を運営中でございます。ここに書かれているような人たちで構成されていて、府中市における障害者を取り巻く課題は何かということ、共通認識を持ち、なおかつ、それを解決していくための仕組み等につ

いて協議しています。

今年度は、相談・くらしの部会と就労支援部会という2つの専門部会を設け、それぞれの課題について、協議しているところです。相談・くらしの部会では、地域生活支援拠点等の事業について、府中市で求められている機能は何なのか、それを実現するためにどういうものが必要なのかということを確認しており、来年3月までの任期の中で協議内容を取りまとめ、市長への答申を予定しています。

日々の活動の中で、構成員たちが情報共有したうえで連携を図ることが、主な活動となっています。なかなか一般市民の方には見えづらいというのが、府中市障害者等地域自立支援協議会の中でも課題として持っています。私たちの活動が、今どういう形で結果を出しているのかということをご皆さんに広くお知らせすべきということは、委員の中で課題として共通の認識を持っています。このぐらいの説明でお分かりでしょうか。

■会長

ありがとうございます。府中市障害者等地域自立支援協議会は、障害福祉関係団体のネットワークづくりという側面も強いと思うのですが、委員のご質問の意図は、それ以外の市民団体とか、そういった所とのネットワークづくりをどうしていくのかというご質問と思うので、施策④ではなく、施策③「機関・施設・団体間の連携支援」のほうかと思いました。

施策④は、府中市障害者等地域自立支援協議会ということで、継続してやっていくことだと思います。その上の施策③「機関・施設・団体間の連携支援」の「複数の機関の連携による効果的な支援となるためのネットワーク構築」を具体的にはどう進めるのかという質問として、事務局に少し回答していただくことでよろしいですか。

■委員

お願いします。

■会長

事務局でありましたら、お願いいたします。

■事務局

施策③「機関・施設・団体間の連携支援」ですが、具体的に申しあげますと、今年度の新規事業で前々から、医療的ケア児に対する対応が、ずっと課題としてありました。そういったところで、障害者福祉課、行政だけでは解決できないところを、医療、保健福祉、行政などが連携する協議の場を持つといったネットワークづくりがようやく予算化し、立ち上げ、取り組み始めたところです。そのような各機関の連携を、広い意味でのネットワークと考えて、計画の中に記載してございます。以上です。

■会長

ありがとうございました。具体的には、医療的ケアの協議会を指しているということだと思のですが、もしかしたら委員のご質問に対応するようなネットワークは、地域福祉計画とかのほうでつくられるネットワークが近いということでしょうか。そちらの計画策定に参加していただいている副会長、いかがでしょう。

■副会長

福祉計画ですが、特にそういったネットワークについて、福祉計画検討協議会の中で具体的な話は出てはいないです。全体として、障害を持った人も高齢者も子どもも、みんなが地域の中でどうやって暮らしていくかみたいな話が主なので、今の話の答えは、ちょっとなかなか出ないです。

■会長

福祉エリアについてはいかがでしょうか。

■副会長

福祉エリアに関してはエリアを変えるということで、今まで6つの福祉エリアを11の文化センターエリアに移行していくという話が出ています。

■会長

そこで何か協議会みたいなのはないですか。

■副会長

社会福祉協議会が音頭を取って、「わがまち支えあい協議会」ができています。そこにいろいろな事業者や一般市民の人が入って、地域に困っている人がいるとか、こういうところが福祉制度ではないから、みんなで助け合っていこうとか、そういうことを考えて少しずつ実施をしています。それは、ご存じかと思います。

■委員

そうです。

■会長

障害福祉団体とかは入ってないのですか。

■副会長

団体の代表という感じではないですが、事業者にも呼びかけていますね。

■委員

よろしいですか。

■会長

はい。

■委員

私も参加して、是政エリアのわがまち支えあい協議会を立ちあげているところです。前回協議会で介護保険の地域包括支援センターに何でも相談することで、皆さんが安心して過ごせるというお話がありましたが、市全体でネットワークを、1つつくるのではなく、せっかく文化センターごとに福祉圏域を決めたわけですから、もっと小さい文化センターエリアごとに1つずつ、そういうネットワークがあって、その地域の人たちが関わって情報交換したり、相談窓口ができたりというような形になっていくのがゆくゆくはいいのではないかなと思っています。時間も人手もかかることなので大変と思いますけど、そういうようになってほしいなと思っています。以上です。

■会長

ありがとうございました。そういった場に、障害のある方も積極的に参加をしていくというようなことが必要なのですが、それをこの計画の中でどう表現するかですね。

■委員

それが、前回お話が出ていた地域包括ケアシステムにならないでしょうか。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムをつくりましょうというお話だったと思うのですが、文化センターを中心として、その地域に幾つもできていくということが、長い目で見ると大切なことだと思います。一般の人ではなく、障害者の地域包括ケアシステムということです。

■会長

恐らく、文化センターエリアの中につくっていくとしたら、障害者のネットワーク、そうじゃない人のネットワークみたいに分けたネットワークづくりというのは、なかなか難しく、それらを統合した形で、障害のある人もない人もみんなが参加するネットワークを文化センター圏域でつくっていくという構想のほうが現実的でしょう。いわゆる地域包括ケアという考え方から言っても、対象者別に分けていくのではなくて、みんなが包摂される、そういったネットワークづくりを目指していくという方向性と思います。もし、今、それがあるとしたら、そこに参加をするというようなことを目標として掲げていくということでしょうか。

■事務局

よろしいでしょうか。今、私どもの方では、この障害者計画の上位計画であります福祉計画の策定作業をしております。また、それとともに地域福祉計画の策定作業もしております。地域の支え合いの仕組みづくりというものを細かくうたうような実施計画を作っております。

その福祉計画の中でエリアの見直しをさせていただきまして、文化センターエリアといたしました。その中で今後、何ができるかをどこまでうたうかという作業を行っているわけですが、1つに地域力を強化しようという考え方を持っております。そこをコーディネートしていただくのが、これから協議していきますが、社会福祉協議会に委託して、配置しております地域福祉コーディネーターがいますので、その方を中心にコーディネートをしていただくことを考えております。

また先ほども少しご意見ありましたが、皆さんが地域に出てきていただく、活動に参加していただくということも視点として持っております。このたび計画の策定のために、一般市民の意識調査を行ったのですが、その際に防災、災害対策については、皆さん割と反応がよく、皆さんに共通した課題でもあったものですから、そういったものをテーマとして、文化センターごとに開催をして、皆さんに参加していただき、人々をつないでいく、支え合っていく仕組みの一助となればいいかなと合わせて思っております。

そして、それとは別にさらに文化センター圏域の中で活動する福祉に関する団体に広くお声かけをさせていただいて、連絡会ではないですが、情報共有の場もつくりたいと、今、検討している状況でございます。以上でございます。

■会長

ありがとうございました。やっぱり、計画同士の接続が分かるような感じになっているといいのでしょうか。

■委員

そうですね。身近な地域の中にそういうものが出てきているといいのかと。

■会長

ありがとうございました。あと、もう1点の方針(3)の施策①の「交流を図るための取組の促進を支援します」について誰を支援するのかという、ご質問だったかと思います。これも事務局からご回答がありましたらお願いします。

■事務局

こちらは、仰られたような、そちらに全部お願いしますという意味ではありません。表現は今後、考えたいと思いますが、先ほど「障害のある方が地域の一員として活動に参加して」

というご意見をいただきましたが、活動には、地域のイベント、また、いろいろな交流の場があると思います。それは実施主体が、決して市役所だけではなくて、地域の方々が実施主体のケースがあると思います。

障害者福祉課としての役割は、今後は重要なポイントになると思うのですが、合理的配慮などの考え方が地域の方々に浸透しますと、その地域に障害者の方が地域の一員として参加しやすくなります。合理的配慮などの考え方が地域の方々に浸透する、一般的になるように目指すまでの過程に、障害者福祉課のやるべきことがあるのかなと考えております。

なかなか障害のある方と実施主体の地域の方々のバランスが、取れているかということそうではないと障害者福祉課としては捉えております。最初のきっかけづくりとして重点施策になっておりますが、啓発とか、そういったところに、しっかり力を入れて、もちろん障害者福祉課も支援をしつつ、最終的には実施主体である地域の方々が理解し、共生社会の実現に向けて協力し合っていきたいと思っております。全部お願いしますというように捉えられるというところがあれば、表現を変えていかなければならないなと思っております。以上です。

■会長

ありがとうございました。委員。

■委員

障害者の地域参加の所だと1ページの方針(1)、(2)に関わることですが、障害のある人に地域参加、活動参加とか、いろいろ出てきてほしいというご意見があるのですが、もう少しハードルを下げてほしいのです。障害のある人にとって、いろいろな所に出ていくのは、すごくハードルが高いことなのです。

地域に参加するということは、その地域で「あなた、生きていていいですよ。生活していていいですよ」という考え方にしていただけると、すごく楽です。私は障害のある人がそんなに頑張らなくてもいいと思うのです。障害者の社会参加といった場合は、その街に住んでいる人たちの方の心のバリアフリーの問題と考えるといいと思うし、ネットワークづくりとかいったときに、普通の方たちが集まっている団体とかも障害者の受け入れOKですよみたいに全部していただければすごく楽です。しかし、やはり障害のある人とか、家族は、ここには私たち行ってはいけないのかなとか、ここには行っていいのかなと、すごく健常者の方たちに気を遣って、合わせながら生きていますが、そういうことがなくなるのいいと思います。全ての方たちの心のバリアがなくなればいいと思います。そうするとノーマライゼーションになるし、インクルーシブになる。そこが本質なんじゃないかと思っております。

■会長

ありがとうございました。すると具体的には、こういった文言が計画に入っているとよろしいでしょうか。

■委員

1 ページの基本目標 1、方針（3）の施策④「地域での交流・活動の促進」ですが、先ほども言いましたが、「障害のある人の地域参加・地域交流の促進」の所で、障害等のある人が、地域の一員として地域に溶け込み、地域の活動に参加するという感じで、一員としてという文言を入れていただきたいです。あと促進を支援しますというのは、一般市民の市民全体の活動を支援しますということになると思うので、「市民の取組の促進を支援します」としていただけると、すごく幅が広がって、ダイバーシティの考え方になるのではないかと思います。

■会長

なるほど。先ほどの修正案は反映のご検討をいただいているようです。もう1つは、「市民の取組の促進を支援する」というようなニュアンスがよろしいのではないかとということですね。

■委員

「市民一人一人の取組」です。

■会長

具体的な文言は、少しご検討いただくということでよろしいでしょうか。委員。

■委員

今の委員のお話は、非常に私も共感ができます。本校の保護者から子どもたちは、地域でいろんなイベントに参加できないと、訴えがさまざまあります。それは、委員が仰ったような内容と同じです。勇気を持って参加しても、参加したことによって、冷たくはしてないと思うのですが、とても冷たくされたといった感じを受ける保護者がとても多いです。ですので、私としては、どんどん地域でイベントとか、ノーマライゼーションの取組をしていただきたいという思いがあります。

一方で、学校としては、子どもたちが、地域活動がなかなかできないということで、今年にはコロナ禍なのでやっていませんが、学校の中で夏祭り、文化祭といったいろんなイベントに本校の卒業生も含めて、地域の方が大勢来ます。ですので、受け皿として、まずは地域があって、あとは母校で楽しめるという広がりがあると子どもたちの豊かな社会生活につながるかと思っています。府中市でも積極的にバリアフリーの気持ちを広めていただきたい

と思っております。以上です。

■会長

ありがとうございました。そうすると、ただ理解するというよりも、お住まいの近くで知り合いができるということが大事でしょうか。やっぱり、知り合いの人がいれば、行った先で、「来ていたの」とか、そういう話になるでしょう。例えば特別支援学校ですと、どうしても地域から離れた学校に通うことになるので、地域との関係はすごく希薄になってしまいます。だから、そのつながりを取り戻していくような取組が必要ということでしょうか。どうのように計画に書いていくかは、なかなか、すぐに言葉が浮かばないですが、そんなように思いました。

■委員

すみません。

■会長

委員、どうぞ。

■委員

ここに書いていないと実行しないのかなと思うので、また言わせていただきます。意識啓発では、のぼり旗とか横断幕が、結構役に立ちます。

自治会の公会堂には、防犯パトロールしましょうという旗がいっぱい並んで掛けてあります。次期計画の基本理念である「障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、市民全てが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」を書いたのぼり旗を作って、各自治会に配って、何かのイベントのときには必ず使ってくださいと頼んでみるのも1つ効果があるのではないかと思います。イベントのときに、そういうのぼり旗が掛けてあれば、障害のある人も、どうぞ参加してくださいと、こちらから発信することになるので、参加していただけるかなと思いますが、いかがでしょうか。

■会長

いかがでしょうかっていうのは、誰に対してでしょうか。

■委員

委員に対してです。

■委員

私のように、しょうがないと全部諦めて受け入れている人は、障害という字を見てもいい

のですが、子どもが障害と宣告されたときは、障害という文字を見ただけで、もう死にそうになりました。なので、辛いです。その旗を見ると、辛いと感じる人もいっぱいいるのではないかと思います。

■会長

分かりました。のぼり旗をどうするかというお話は、こちら辺にさせていただけたらと思うのですが、よろしいですか。

■委員

せめて障害者福祉課のコーナーぐらいには、そういったのぼり旗など、大きなものを立てていただきたいなと私は思います。

■会長

どうぞ、委員。

■委員

啓発の在り方について、感じていることをお話しさせていただきます。Wa i Wa i フェスティバルとか、軽スポーツ大会は、毎年1回やっていますが、本当に何を目標しているのか常に吟味して、成果として何を望むのか、終わったらちゃんと評価をして、予算をどの程度かけるのか、労力をどれぐらいかけるのか、毎年整理しなければいけないと思います。市民にとって見れば、年に1回の触れ合いなのです。

私は、もっと大事なことは、先程おっしゃっていましたが、日常の生活の中で、隣近所の人と知り合っていくとか、そういうことがすごく大事だと思います。

私が考えるのは就労支援です。障害のある方たちが地域で働く。働けない方たちは、どうしたらいいかという問題が起こるのですが、働ける方たちは、できるだけ地域の企業とか、事業所への就労を進めていく。どこかの日本全体の調査で見たことあるのですが、3割ぐらいの企業は、「うちは、絶対、障害のある人は雇わない」と言い切っているそうです。雇ってくれているのは4割ぐらいです。あと40人未満の小さい事業所は雇わないでいいとなっています。そういった状況があるので、これをできれば8割ぐらいの企業で雇うようになることを目指したい。そうすると企業の中で障害があるって、ああいう人たちのことを言っているのかと働いている人たちは分かってくるし、帰ったら家族に対してそういう話も出るかもしれません。それが、仕事が啓発にとっても役立つと思うことです。

それからもう1つは、日常生活の中におけるスポーツとか、趣味です。私はいつも言っているのですが、生涯学習センターに重い障害のある方たちも安心していけるようになることです。生涯学習センターは、予約すると必ずちゃんと態勢を整えて待っていてくれて、安心して、しかも楽しく趣味の活動をして、帰ってくる。そこで、もし一般の方との触れ合い

があれば、障害のある人って、こういう人たちなのかということが分かってきます。これは、とても大事なことだと思います。府中市でできることとして、ノーマライゼーションの考えのもと、どんなに重い障害があっても生涯学習センターで自由に趣味を楽しむことができることが実現できるといいと思います。

それから美術館があります。府中市立美術館で障害のある人の展覧会やったり、あるいは賞をつくって、ちゃんとした評価のできる方に審査員をやっていただいたり、芸術的価値のあるものには、ちゃんとした賞を出すとか、そういう企画をやっていただければ、美術館と障害のある人たちとのつながりができてくるのではないかと思います。そんなことを思いついたのですが、啓発の在り方については、そのような方向で進めていただければと思います。以上です。

■会長

ありがとうございます。要するに就労の機会ですとか、文化的な活動が啓発の機会にもなるというご意見ですよね。

■委員

毎日、触れ合うことがとても大事だということです。

■会長

計画の中で、就労、生涯学習と項目が立っていますので、その中で普及啓発にも役立つという解釈をしていくことでよろしいでしょうか。

■委員

文言としては、それでいいと思っています。

■会長

分かりました、ありがとうございます。実は、もう1つ議題があります。「議題2 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(骨子案)」は、前回のご意見を反映した内容をご確認していただく形になったので、いったん議題1については、11時30分までのあと5分で、終わりにしたいと思います。委員。

■委員

これは私の立場からの質問です。基本目標2「障害のある人の社会参加の推進」の方針(3)、施策①で重点となっている「特別支援学校とハローワークの連携」です。本校は府中市にある都立の特別支援学校ですが、この施策①の特別支援学校というのは、本校である府中けやきの森学園と武蔵台学園のことを指しているのでしょうか。

この緑色の現計画の冊子では学校と書いてあり、ここで改めて特別支援学校と明記されたのはどういう意図で、特別支援学校に何を求めているのかを教えてください。もし具体的に何かすることがあるのであれば、都立の学校ですので、東京都を通していただかないといけなく、私たちも直に府中市から受けるわけにもいかないのです。詳しくは、後ほどでも結構ですが、何をしたらいいのかと思いました。以上です。

■会長

ありがとうございました。この特別支援学校の役割をどのように捉えたらいいかというご質問でしょうか。事務局のほうでありましたら、お願いいたします。

■事務局

こちらの「特別支援学校、ハローワークなどとの連携」は、現計画でも掲げているところでございます。現計画の具体的な取組として、「府中市障害者就労支援センター『み～な』」にて、ハローワーク、特別支援学校及び本市の就労支援センターの定期的な連絡会を開き、情報の共有などに努めたり、就労支援事業連絡会を年5回開催したりといった取組を現計画では行っており、それを引き継いでいるところでございます。

■会長

ありがとうございました。そうなりますと、委員のご質問にもありましたが、特別支援学校だけに限定することなのでしょうか。要するに、一般の高校に在学する障害のある生徒さんもいらっしゃると思います。今、大学に発達障害の方が就学されていて、なかなか就労が難しいという方もいると聞いています。就労支援は、そういったところも幅広くカバーされていると思うので、特別支援学校と記名するのかどうかは、ご検討いただいたほうがいいと思います。委員。

■委員

1個だけですが、6ページの基本目標5、方針(2)の施策②の新規事業「住まいを選択する機会の確保」です。内容で研修等するということですが、どういった機会に相談支援専門員、サービス提供事業所に対して、研修をするのか市の考えがあれば、教えてください。

■会長

事務局からお願いいたします。

■事務局

「住まいを選択する機会の確保」は、障害のある方の今の住まいのこと、また、どういった所で暮らしたいとか、お住まいに関するニーズを聞き取る機会と考えております。基本

的には、計画相談の中で住まいも含めた形でアセスメント、モニタリング等されていると思います。そういった住まいのニーズの視点を持つことが、基本的な事項になってくると思っています。計画相談の連絡会など、そういった所を通して何かしらの情報提供、研修等ができたらと思っています。

一方で、サービス提供事業所に対しては、今現在、特に何かを行っているわけではないですが、それぞれの連絡会とか、何かを通して研修等の情報提供を行えたらいいと思っています。以上でございます。

■会長

よろしいですか。要するに研修の時にこういった住まいの観点についても、きちんと把握してくださいと情報提供を行うという意味合いですね。相談なので相談支援連絡会の取組が、今後、非常に重要になってくるということでしょうか。ありがとうございます。

残り30分を切ってしまったので、この議題1の事業一覧案については、よろしいでしょうか。ありがとうございました。続きまして、議題2の骨子案について、事務局からご説明をお願いいたします。

2 府中市障害者計画・障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(骨子案)

■事務局

事前にお送りした資料2、及び本日ご用意しました「資料2(修正案) 府中市障害者計画・障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(骨子案)」を説明させていただきます。「参考資料1 令和2年度第2回府中市障害者計画推進協議会委員意見対応表」についても、ご用意をお願いいたします。本日、机上に置かせていただきました資料2(修正案)は、先ほど事務局から申し上げましたとおり、修正のあるページのみ、お配りしております。基本的には、下線部の所が修正になりますが、見にくいと思いましたので、事務局で蛍光ペンの黄色で線を引かせていただいた所が該当箇所になりますので、ご覧ください。

今回、次期計画の骨子案をお示ししております。骨子案の構成について説明させていただいた後に、事前送付の資料2から修正いたしました所について、ご報告をさせていただきます。それでは、最初に骨子案の構成について説明させていただきます。目次をめくっていただいた、1ページの「第1章 計画の策定に当たって」では、現計画の府中市障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)、ピンクの冊子と同様に、計画の策定の趣旨より始めさせていただきます。

続きまして、2ページは先ほど申し上げました計画の策定の趣旨です。3ページですが、計画策定に当たっての国の動向を掲載しております。

4、5ページです。「3 計画の位置付け」、及び「4 計画期間」につきましては、先日開催された福祉計画検討協議会で出されたものと、同じ図を掲載しております。続いて、ペ

ージが7ページになります。「5 策定体制」は、現行の計画書と同様の書き方で掲載をさせていただきます。以上が、第1章についてです。

続きまして「第2章 本市の障害者福祉の現状と課題」の説明をさせていただきます。資料2の10ページより説明させていただきます。「1 人口の状況」につきましても、上位計画である福祉計画に掲載しているものの中から一部、掲載を同じくさせていただきます。

続きまして、12ページの説明をさせていただきます。「2 障害のある人の状況」は、現行の計画書と同様の内容に最新の情報を追加しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、ページが飛びまして20ページをご覧ください。20ページの「(3) 障害者虐待の相談件数」は、今回、新規項目として追加し掲載しております。

(※資料の再確認)

■事務局

失礼しました。障害虐待の相談件数から改めて説明させていただきます。事前にお送りした資料2の18ページでございます。本日、お配りしたものではありません。18ページの「(3) 障害者虐待の相談件数」は新規に掲載しています。こちら、上位計画の福祉計画にも掲載しているところから、合わせさせて掲載をいたしております。

続きまして、19ページになります。「3 障害福祉サービスの実績」です。こちらは、毎年、本協議会で行っている進捗管理の数字を掲載しております。それが21ページまで掲載が続いています。続いて22ページになります。「4 障害児福祉サービスの実績」について、同じく本協議会で毎年1回行っています進捗管理の数字を掲載しています。

23ページ、「5 障害者計画の評価」につきましても、本協議会で評価をしているものを掲載しています。ご覧いただいている目標1の「(1) 情報提供体制の充実」は、事業数が7つあります。その事業7つ全て丸の評価なので7となっており、数字自体は事業数を示しております。「(1) 情報提供体制の充実」、「(2) 「すべての障害のある人」に向けた相談支援」、「(3) 権利擁護の推進」の事業数に対して、それぞれ評価が○なのか、△なのか、×なのか数字で記載されております。数字の意味が分かりにくいと思いますので、改善したいと思いますが、こちらの数字については、事業数のことをお示ししておりますので、よろしくをお願いいたします。これが26ページまで続きます。27ページは、障害者計画の重点施策の進捗状況です。これも本協議会で進捗状況を管理しています。

28ページから、説明を続けさせていただきます。28ページから39ページまでが、昨年度、行いましたアンケート調査結果の抜粋で、「6 郵送による調査から見えた現状」として掲載しておりますので、ご覧ください。

続きまして、40ページの「7 次期計画策定に向けた課題と方向」は、前回協議会で皆

様にご議論いただいたものとなります。前回協議会の資料2-2でございます。議論いただきましたものを掲載しております。

続きまして、50ページになります。こちらから「第3章 計画の基本的考え方」が始まります。「1 計画の理念と考え方」、その次の53ページの「2 計画の基本目標」は、前回協議会の資料3-2にあたります。

続きまして、56ページ、57ページの「3 計画の体系」は、前回協議会の資料5にあたります。以上が第3章の説明となります。

続けさせていただきます。60ページから具体的な内容が始まるのですが、「第4章 重点施策」は、前回協議会の資料4でございます。これが、65ページまで記載がございます。

最後に66ページの後が、「第5章 計画の基本目標に向けた取組」ということで本日、議論いただきました事業一覧の内容を持ってきて、案として障害者計画が一通り完成することになりますので、よろしく申し上げます。

前回、委員の皆様よりいただいたご意見は、参考資料1にまとめています。今回、事前送付の資料2で修正させていただいた箇所は掲載しております。皆さまに資料を事前送付しました後、会長、副会長との打合せを経て、本日、ご用意したのが資料2（修正案）となります。修正のある所のみ、お配りしておりますので、よろしく申し上げます。

時間の関係で申し訳ないですが、修正させていただいた所は、府中市の文言統一という所で、事前送付資料の表記から平仮名が漢字になっている所、その逆で漢字が平仮名に直っているところが主であります。一部、説明が必要なところもございますので、説明を続けさせていただきますければと思います。

本日ご用意した資料2（修正案）をご覧ください。まず、3ページになります。「2 計画の策定に当たっての国の動向」ですが、「(1) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の2段落目「地方公共団体からについて」からは追加の記載になります。「(4) 読書バリアフリー法」に関しても、同じく「地方公共団体は」から追加の記載となりますので、申し上げます。こちらの国の動向について、事前送付資料では、「施行」で合わせさせていたのですが、今回、修正させていただいた際に「成立」で合わせておりますので、そちらも修正となります。開いていただいて、4ページ「(6) バリアフリー法の一部を改正する法律」、「(7) 聴覚障害者による電話の利用の円滑化に関する法律」は、会長からの情報提供により、追加させていただいております。

続きまして、資料2（修正案）の54ページをご覧ください。「第3章 計画の基本的考え方」、「1 計画の理念と考え方」の「(2) 計画の考え方」の「視点6 サービスの質と量の確保」になります。視点6の最後の行ですが、会長からのアドバイスを受けまして、「障害のある人が必要なサービスを受けることができる提供体制」と変更をさせていただいております。修正につきましては、大きなものは以上になります。その他の箇所はご確認をよろしく申し上げます。事務局は以上です。

■会長

ありがとうございました。前回、ご欠席の方は、初めてご覧になるかもしれませんが、一応、前回検討した資料になります。皆様のご意見の一覧は、参考資料1にまとめられていて、どこに反映されているかが明記されています。こちらには、それぞれご発言の趣旨が反映されているかどうか、確認ください。なお、ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

■委員

はい。

■会長

はい。委員。

■委員

事前に送られた資料の40ページ、本日いただいた資料では42ページですが、「7 次期計画策定に向けた課題と方向」の「(1) 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進」の「①市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発」です。障害などのある人への調査で、文章的におかしいと思われる部分があります。

段落で言うと2段落目で、上から言うと本文の6行目、「また市民が『共生社会（ノーマライゼーション）』という考え方を十分に理解していると思うかの回答では、『障害などのある人への調査』では、『特別な目で見ないこと』、『思いやりのある声掛けがあること』が多く」という文章だと、何を言っているのか分からなかったです。ちゃんとした表現にするには、私の意見は、「また市民が」の後に、「どのような対応をすれば」という文言を入れたほうが、分かりやすくなるのかなと思いました。

■会長

ありがとうございます。確かにそういう文言を入れたほうが分かりやすいですね。調査票の文言も確認していただいて、少し補足をしていただければと思います。

■委員

お願いします。

■会長

他に、委員。

■委員

文言修正なのですが、2ページ目です。

■会長

どちらの資料の2ページですか。

■委員

どちらも共通する部分です。2ページ「1 計画の趣旨」の上から7行目です。「平成29年度で計画期間が終了するため」とありますが、これは過去形の「終了したため」にしたほうがいいのではないのでしょうか。

■会長

この計画が策定される時点に合わせたほうがよい、ということでしょうか。

■委員

違います、今現在、既に終了しているということです。

■会長

平成29年度ですから、ここは過去形に修正するということがよろしいのでしょうか。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。委員は、前回は欠席だったので、この参考資料1にかかわらず、ご意見いただいて大丈夫です。委員。

■委員

文言ですが、本日、配られた資料2（修正案）の7ページです。「5 策定体制」の「(3) パブリックコメント」ですが、「12月にパブリックコメントを実施する予定です」ではなくて、「実施しました」に計画ができたときは修正していただくということでいいですよ。以上です。

■会長

時点に合わせて修正をお願いします。他にいかがでしょうか。

■委員

質問ではないですが。

■会長

委員、どうぞ。

■委員

すみません。なかなか時間がなく、全部を読み切れてないので今意見として言えないのですが、合理的配慮というか、この冊子をもって自分で開こうと思うと大変です。もし可能だったらデータとかでもらえると、その辺を事務局にお願いしたいと思います。

■会長

PDFでいいですか、Wordでしょうか。

■委員

何でもいいです。

■会長

そうですか、それは事務局で対応できますか。

■事務局

はい、大丈夫です。

■会長

お願いいたします。その点だけでよろしいですか。

■委員

はい。

■会長

以上。皆さん、大丈夫ですか。前回、活発にご検討いただいて反映されたということで、この内容でよろしいでしょうか。ありがとうございます。議題2は、以上で終了とさせていただきます。あと「議題3 その他」がありますので、事務局からお願いいたします。

3 その他

■事務局

(※ 事務連絡)

以上になります。

■会長

ありがとうございました。皆さんから何かございますか。よろしいですか。私は、いくつかの自治体の計画策定委員会に参加していますが、参加している中では府中市が一番丁寧です。会議の頻度といい、資料も一枚一枚、マーカーで印まで付けてくださって、本当にありがたいと思ひまして、感謝したいと思います。

以上で本日の議事は終了とさせていただきます。あともう少しで計画の素案ができるわけですが、ぜひ、次回も活発な意見交換をしていただけたらと思います。以上で終了とさせていただきます。お疲れさまでした。